

生徒の出席停止について

下記の感染症にかかっている、または、かかっている疑いがあると医師が診断した場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。

主治医から登校許可が出るまで自宅で療養してください。

(「出席停止」となった期間は、欠席扱いになりません)

なお、学校への登校を再開する際は、以下の「登校許可証」を担任へ提出してください。

感染症の種類	
第2種	インフルエンザ ^(※1) 、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 <small>(※1)鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症を除く</small>
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急感染症性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症など)

東京都立足立高等学校長 様

登校許可証

年 組 番 氏名

上記の者は、下記の疾病により治療療養し感染のおそれがないため、登校してもよいことを証明します。

《診断名》

《出席停止期間》

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

医療機関名

医師名